

令和8年度 市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託仕様書

市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託は、本仕様書の定めるところによる。

1 委託期間

契約の日から令和9年（2027年）3月31日まで

2 履行箇所

市内一円（別紙位置図参照）

3 定義

本仕様書において、那覇市を「甲」とし、受託者を「乙」と称す。

4 適用範囲

本仕様書は、那覇市市民文化部文化財課において実施する「令和8年度 市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託」に適用する。

5 業務内容

本業務は、文化財の清掃等及び強剪定作業を定期的かつ必要が生じた時に行うものである。

(1) 定期清掃

①別紙1の文化財について、その回数を文化財課が指定した月に、草刈清掃、ゴミ拾い、雑草雑木（石積みの草取り）の除去を行う。
②アモールシガー及びシマダガーについては、水溜の浚渫も行う。

(2) 巡回清掃

泊外人墓地、旧崇元寺、三重城を毎月1回、ゴミや空き缶等を拾い、必要に応じて清掃を行う。
※巡回清掃（ゴミ収集）は、文化財課の指示により随時行うことがある。

(3) 強剪定作業

別紙2の文化財について、高所作業車等を使用した隣地境界線沿いの強剪定作業を行う。

(4) 台風及び緊急時の対応

台風及び緊急時の対応については、文化財課の指示に従うこと。
※台風後の臨時清掃は、文化財課の指示により随時行うことがある。

(5) 異常等の報告

作業時には文化財敷地で異常がないか確認し、日報、写真等で報告を行うこと。現場で異常等を発見した場合は、担当職員に連絡し、対応すること。

(6) 緊急対応

定期的な作業とは別に、甲から苦情や視察等による緊急な作業要請があった場合は、迅速に対応すること。

(7) その他

その他、甲が指示する事項。

6 打合せ

乙は、業務の実施にあたり事前に甲と十分な打ち合わせを行い、円滑に業務を遂行するものとする。

7 暴力団員等による不当介入の排除対策

- (1) 請負者は、当該業務を履行するに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- (2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに乙と工程に関する協議を行うこと。

8 業務上の注意事項

- (1) 乙は、契約締結後、着手届、配置者届、業務計画書（作業方法、緊急時の連絡体制、安全対策等を記載したもの）を提出すること。
- (2) 乙は、前項で届け出た以外の者を甲の承認を得ないで業務に従事させてはならない。ただし、急病等の緊急な場合を除く。
- (3) 作業中の飲酒・喫煙は固く禁ずる。
- (4) 数量については適宜範囲内で調整するものとする。
- (5) 除草・剪定・伐採した草木は、一般廃棄物として那覇市の指定する搬入先のいずれかで処分すること。また、産業廃棄物があった場合は、廃棄物処理委託契約書及び各許可書（写）を提出すること。
- (6) 安全管理は十分に行い、業務を行うこと。

9 業務の成果物

毎月の清掃完了の度に業務実施前中後の現場写真（同方向から撮影）、作業箇所の図面及び実施数量等を作成し、作業終了の報告書を提出する（毎月10日までに提出する）。業務完了後は毎月の報告書をまとめ、総括表等の必要書類を作成し、CDデータにして提出する。

10 作業管理

乙は、作業にあたっては、文化財の重要性を認識し、既存石垣、石畳等に十分注意し、甲の許可なく移動させることや、損傷を与えることが無いように配慮すると同時に文化財の保存に努める。

11 疑義

乙は、本業務の実施にあたり、仕様書等の解釈の疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない場合の事項については、那覇市契約約款によるほか甲乙協議のうえ定めるものとする。

別紙 1

○清掃箇所（名称）及び回数

No.	文化財名称	面積（㎡）	定期清掃回数	年間総面積（㎡）
1	与那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑	100	4	400
2	王の殿と王川	250	4	1,000
3	宜野湾御殿の墓	1,050	5	5,250
4	沢岷親方の墓	600	4	2,400
5	読谷山御殿の墓	1,112	4	4,448
6	園比屋武御嶽	700	4	2,800
7	加良川	100	6	600
8	渡嘉敷三良の墓	51	5	255
9	泊外人墓地	2,890	5	14,450
10	ヒジ川ビラ	700	4	2,800
11	円鑑池	1,830	5	9,150
12	アモールシガー	80	4	320
13	シマダガー	85	4	340
14	鳥堀新橋	30	4	120
15	火立毛	83	4	332
16	伊是名殿内の墓	660	4	2,640
17	ガジャンビラ	120	4	480
18	真玉橋	215	4	860
19	山下町第一洞穴	245	4	980
20	旧崇元寺	1,343	5	6,715
21	三重城	1,671	5	8,355
22	寒水川樋川	328	4	1,312
23	山下の真珠道	32	4	128
合 計		14,275	100	66,135

別紙 2

○強剪定箇所（名称）及び回数

No.	文化財名称	強剪定回数	備考
1	与那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑	2	
2	王の殿と王川	1	
3	宜野湾御殿の墓	1	
4	沢岨親方の墓	1	
5	読谷山御殿の墓	1	
6	園比屋武御嶽	1	
7	加良川	1	
8	渡嘉敷三良の墓	1	
9	泊外人墓地	1	
10	ヒジ川ビラ	1	
11	円鑑池	1	
12	アモールシガー	1	
合 計		13	